



育児のための経済的支援等

※2023年3月現在の情報

労働者向け

1 出産手当金・出産育児一時金（健康保険）

1 出産手当金

被保険者が出産のため会社を休み、賃金が支払われない場合に支払われます。

2 出産育児一時金・家族出産育児一時金

被保険者や被扶養者が出産した場合に支払われます。

2 育児休業給付金（雇用保険）

育児休業中の雇用保険の被保険者には給付制度があります。

対象者：1歳（パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2か月、さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者

支給額 休業開始時の賃金日額×支給日数×67%（※支給日数が181日以降は50%）

※産後パパ育休の場合

休業中に就業日がある場合は、例えば28日間休業取得した場合、その中で就業日数が最大10日以下である場合に、給付の対象となります。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

3 社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除

事業主が年金事務所または健康保険組合に申し出をすることによって、産前産後休業期間中、3歳未満の子を養育するための育児休業期間中（育児休業制度に準ずる措置による休業も含む）の社会保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。原則として、月末時点で育児休業中の場合、その月に負担すべき社会保険料が免除されます。

これに加え、短期の育児休業等の取得に対応して、同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合に、その月の保険料が免除されます。



事業者向け

1 仕事と家庭の両立支援プランナーによる支援

中小企業における育休復帰や仕事と介護の両立支援・経営支援のノウハウを持つ、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、「育休復帰支援プラン」・「介護支援プラン」策定マニュアルをもとに、育休復帰支援プラン・介護支援プランの策定に係る支援を行っています。

詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080072.html>



2 両立支援等助成金

● 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

● 育児休業等支援コース

詳しくはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



ママだけじゃない！ パパも取ろう！育児休業！

男女とも育児休業を取るのが当たり前の時代に



育児休業とは・・・？

1歳に満たない子^(※1)を養育する男女労働者は事業主に申し出るにより、育児のために休業することができます。

(※1) 法律上の親子関係があれば実子、養子を問わない。

- 申出期限：原則、休業開始の1か月前まで
- 休業できる期間：子が1歳に達する日までの連続した期間（ただし要件を満たせば特例があります）
- 有期契約労働者は、申出時点において、子が1歳6か月（2歳までの育児休業の場合には2歳）を経過する日までに、労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 労使協定で対象外にできる者
 - ・その事業主に継続して雇用された期間が1年未満の者
 - ・育児休業申出の日から1年（1歳6か月まで及び2歳までの育児休業の場合は6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかなる者
 - ・1週間の所定労働日数が2日以下の者



育児休業期間の特例

1 1歳2か月までの延長（パパ・ママ育休プラス^{※2}）

両親ともに育児休業する場合で、一定の要件を満たすときは、子の年齢が1歳2か月まで育児休業期間を延長できます。ただし、育児休業が取得できる期間（出産した女性の場合は、誕生日及び産後休業期間を含む）は、1年間が限度です。

2 1歳6か月までの育児休業^{※3}

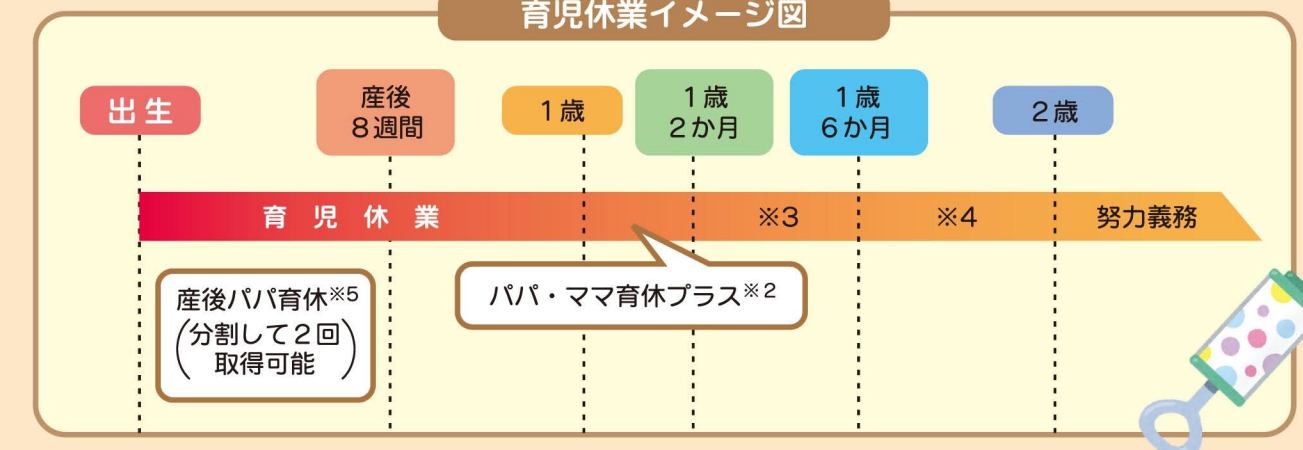
子が1歳に達する時点で、対象となる子が保育所に入所できないなどの一定の要件を満たす場合は、1歳6か月まで育児休業期間を取得できます。

3 2歳までの育児休業^{※4}

1歳6か月まで取得しても保育所に入所できないなどの一定の要件を満たす場合は、2歳まで育児休業期間を取得できます。



育児休業イメージ図



令和4年度 ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット

「ママだけじゃない！パパも取ろう！育児休業！男女とも育児休業を取るのが当たり前の時代に」

2023年3月発行

編集・発行：藤沢市経済部産業労働課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8222（直通）

デザイン・装丁：有限会社湘南グッド



育児休業に関する法改正の概要

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されています。

1 育児休業に関する事業主の義務（令和4年4月1日施行）

● 育児休業・産後パパ育休を取得しやすい雇用環境の整備として、事業主は次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- 1 研修の実施
- 2 相談体制の整備等
- 3 自社の労働者の取得事例の収集・提供
- 4 制度と取得促進に関する方針の周知

● 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、育休制度に関する所定の事項の周知と、休業の取得意向の確認を個別に行わなければなりません。



2 令和4年10月1日からの育児休業制度

● 産後パパ育休（出生時育児休業）（※5）

産後休業をしておらず、子の誕生日または出産予定日のいずれか遅いほうから起算して8週間以内の子と同居し養育する男女労働者は、通常の育児休業とは別に産後パパ育休（出生時育児休業）を取得できます。

申出期限 原則、休業開始の2週間前まで

休業できる期間 子の出生後8週間以内に4週間まで（2回の分割取得も可）

● 育児休業の分割取得等

育児休業を分割して2回まで取得することが可能になりました。また、保育所に入所できないなどの理由で1歳以降も延長する場合の育児休業開始日が柔軟化され、延長期間中に夫婦で交代することなどが可能になりました。



3 令和5年4月1日からの育児休業制度

● 育児休業取得状況の公表の義務化

常時雇用する労働者数が1,001人以上の事業主は、男性の育児休業等の取得状況を年1回公表しなければなりません。



改正のポイントはこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/youritsu/ikuji/



男性の育児休業取得の実績がある企業にお話を伺いました！

株式会社アメニティサービス

住所：藤沢市鵜沼花沢町3-16 AS本社ビル

創立：平成8年2月

事業概要：鍼灸・マッサージ業



Q いつ頃から男性の育休取得の実績がありますか。また、男性の育休取得が始まったきっかけはなんですか。

A 初めて取得した従業員は令和元年2月から半年間取得しました。きっかけは、従業員からの申し出です。



Q 男性の育休取得促進のためにどのような取り組みをしていますか。

A 元々、男性従業員の育児参加率は高く、子どもの送り迎えなどを行っている従業員はいました。そのため、特別に男性の育休取得のための取り組みはしていませんが、男女問わず、育休を取得するのはお互い様という雰囲気があります。孫の世話のために休暇を取得する従業員もいます。

Q 男性の育休取得を実施して会社として良かった点はなんですか。

A 育休期間中の仕事を他の従業員に引き継ぐことになり、仕事内容を他の従業員も覚えることができるので、育休だけでなくいざというときに安心して休める環境を整えることができました。

Q 男性の育休取得に関して課題はありますか。

A これまでに事例はありませんが、今後、同時期に複数人が取得希望をした場合に、人員確保を含め、課題になると思います。

Q 男性の育休取得がなかなか進まない企業へアドバイスがあれば。

A 男性で育休を取得する場合、なるべく早めに分かった方が、準備がしやすいので、普段から話ができる関係性が重要だと思います。また、育休だけでなく、他の休暇も管理職が積極的に取得をすることで、従業員が休みやすい環境を作っていくことが大切だと思います。

育児休業を取得したご本人にもお話を伺いました！

Q お子さんが生まれたのはいつですか。育休はいつごろ何日間取得しましたか。

A 令和4年9月に子どもが生まれ、9月中旬～10月中旬の1か月間、育休を取得しました。

Q 育休を取得したきっかけはなんですか。

A 男性も育休が取得できることは以前から知っていたので、妻の負担軽減のために取得したいと思っていました。職場のスタッフは女性が多く、取得した方が良いと言われてもらい、取得できました。

Q 育休を取得して良かったことはなんですか。

A 1か月間新生児期を子どもと過ごすことができたことはとても良かったです。また、育休期間中、妻と協力して育児に専念していたため、妻から「助かった、心強かった」と言ってもらえたので、取得して良かったと思っています。

Q 育休を取得して大変だったことはありますか。

A 単純に育児というものの変遷を実感しました。仕事面では、育休に入る前後は業務の引き継ぎで残業が多くなりました。

Q 育休の取得を迷っている人へ何かメッセージをお願いします。

A 子どもはどんどん成長していき、その時間は戻ってこないもので、取得ができるのであれば、絶対取得するべきだと思います。